

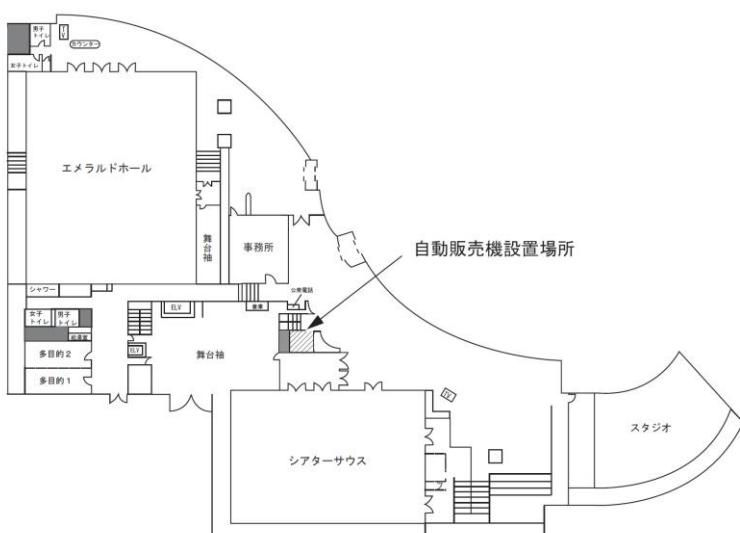
## 碧南市芸術文化ホール飲料用自動販売機設置スペース貸付仕様書

碧南市（以下「市」という。）が碧南市芸術文化ホール飲料用自動販売機設置スペース貸付については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

### 1 行政財産の貸付場所

碧南市芸術文化ホール内設置スペース 3.84 m<sup>2</sup>（回収ボックス設置スペースを含む）

【設置場所（館内全体図）】



【設置場所画像】



### 2 使用の形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく、行政財産の貸付とする。

### 3 貸付の目的

自動販売機の1台の設置場所として

### 4 設置期間

令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで（3年間）

## 5 貸付料等

- (1) 貸付料は、行政財産貸付料支払い額に、消費税額相当額として、当該金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した額とする。
- (2) 自動販売機の販売に係る電気料は、実費相当分を請求します。そのため、設置する自動販売機には積算電力計を取り付けるものとする。

## 6 貸付料の納付

- (1) 前項により算定した額を各年度毎に当該年度分を一括で前納すること。
- (2) 前項により算定した額の内、行政財産貸付料支払い額に消費税相当額を加算した額を市に納付し、自動販売機の販売に係る電気料は、施設管理者に納付することとする。
- (3) 前納した貸付料について、設置事業者の責めに帰する理由により契約の全部又は一部を解除した場合は返還しないこととする。

## 7 貸付料以外の経費

自動販売機及び付帯設備等の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用、その他販売に係る諸経費は全て設置者の負担とする。

## 8 転貸等の禁止

自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。

## 9 使用上の制限

- (1) 契約期間満了時又は契約が取り消された場合、及び契約を解除した時には、設置者の負担により、速やかに機器撤去と同時に貸付場所を原状に復すこと。ただし、特に碧南市が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとする。
- (2) 設置機器は、省エネルギータイプのもの（最低でもヒートポンプ方式を採用した機種、又はピークシフト自販機）を採用すること（新品でなくても可）。
- (3) 販売価格は、通常市販価格を参照し、設置者において決定すること。
- (4) 販売した飲料の容器は、設置者の責任及び負担により回収し、各種法令に基づき適

正に処理すること。また、設置者は容器ごとに分別回収可能な回収ボックスを適切な個数設置し、回収ボックスの周囲の清掃も心がげること。

## 10 設置条件

- (1) 設置場所には、現在、貸付期間が令和8年3月31日までの自動販売機が設置されているため、既存の自動販売機が撤去された後に設置すること。なお、4月1日からの営業が不可能だとしても、市は貸付料の返還等及びその他の補償等には応じないものとする。
- (2) 設置に関する必要な全ての工事については、安全に責任をもって行うこと。
- (3) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認し、地震等で転倒しないよう安全に据え付けること。
- (4) 自動販売機に積算電力計を取り付けること。

## 11 維持管理

- (1) 商品補充、容器回収及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は設置者が行うこと。
- (2) 設置者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。
- (3) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問い合わせやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応すること。
- (4) 商品補充・容器回収頻度については、市と協議して決定することとする。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、設置者の責任において対応すること。
- (6) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延無く手続きを行うこと。
- (7) 市は、市の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盜難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、事業者は自動販売機が毀損、汚損された場合、及び自動販売機とそれに付随する備品等が紛失した場合は、速やかに復旧することとし、復旧にかかる費用は事業者が負担すること。

## 12 商品の具体的な構成

11(2) の内容を遵守するとともに次に示す販売品目の条件を満たすこと。また、落札決定後、事前に市と協議すること。

- (1) 清涼飲料水等の飲料とし、アルコールを含む酒類の販売は行わないこと。
- (2) 缶又はペットボトルの密閉式容器とすること。
- (3) お茶、水、コーヒー、炭酸飲料水等を含むこと。

## 13 報告書の提出について

事業者は、月別の自動販売機の売り上げ状況（販売個数、売り上げ額）を1年毎に市に報告すること。

## 14 その他

- (1) 市が、4の設置期間中に、同施設内で他の飲料用自動販売機の新設を行った場合も、本仕様に基づく契約は継続するものとし、その場合も、5の貸付料の変更は行わないものとする。
- (2) この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、市と設置事業者は誠意をもって協議し、対応すること。